



# 熊本県公報

第 1 1 8 4 4 号  
平成 21 年 9 月 25 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機 会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領…………… ( 監 理 課 )	1
○建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札 参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領…………… (    //    )	1
○保安林の指定に関する予定…………… ( 森 林 保 全 課 )	2
○道路の区域変更…………… ( 道 路 保 全 課 )	2
○道路の区域変更…………… (    //    )	3
○「平成 22 年度熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホ ーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項」等の制 定…………… ( 高 齢 者 支 援 総 室 )	3
○特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立の 届出…………… ( 団 体 支 援 総 室 )	4
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為完了公告…………… ( 建 築 課 )	5
○都市計画法による開発行為完了公告…………… (    //    )	5
○肥料登録事項の変更…………… ( 農 業 技 術 課 )	5
○地籍調査事業計画の一部変更…………… ( 農 村 整 備 課 )	5
○公共測量の実施…………… ( 監 理 課 )	6
○土地地区画整理組合の解散認可…………… ( 都 市 計 画 課 )	6
<b>登 載 依 頼</b>	
○第 1 回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の開催 …………… ( 熊 本 県 行 政 文 書 等 管 理 の あり 方 検 討 委 員 会 )	6

## 告 示

**熊本県告示第 8 9 7 号**  
建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領  
建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領(平成 1 7 年熊本県告示第 3 8 0 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 1 項中「直近の等級に格付されている」を「直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き 4 年以上有している」に改め、同条に次の 1 項を加える。  
4 第 1 項及び第 3 項の見直しは、合併存続会社等が合併等の日の過去 5 年以内にそれらの規定による見直しの適用を受けたことのある業種については行わないものとする。  
第 9 条の次に次の 1 条を加える。  
(その他)  
第 1 0 条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めるときは、特例措置を適用しない場合がある。  
附 則  
この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

**熊本県告示第 8 9 8 号**  
建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する

特例要領の一部を改正する要領  
建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成 17 年熊本県告示第 380 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「直近の等級に格付されている」を「直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き 4 年以上有している」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第 9 条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、同日以降の設立について適用する。

熊本県告示第 899 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 9 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字一本松 14 番 1、17 番 1、18 番 1、19 番、21 番、22 番 1、字赤松原 97 番 1、100 番 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一本松 14 番 1・18 番 1・字赤松原 97 番 1・100 番 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 900 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 21 年 9 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 9 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字平野 1544番5地先から 同所 1546番7地先まで	前	27.0 ～ 51.5	29.1	国防災 (法面 保護工)
			後	29.7 ～ 55.5		
主要地方道	松島馬場 線	上天草市松島町教良木字トトロ 5170番1地先から 同所 5184番1地先まで	前	5.9 ～ 10.5	39.0	地基創 防災 (法面 保護工)
			後	9.2 ～ 22.9		
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字芝神 845番1地先から 同所	前	15.9 ～ 55.4	250.4	地基創 防災 (法面

		8 4 5 番 1 地先まで	後	33.1 ～ 76.2	250.4	保護工)
		球磨郡水上村大字江代字小松 3 1 3 4 番 1 地先から 同所	前	14.6 ～ 66.4	109.1	緊道整 B 防災 (法面 保護工)
		3 1 3 3 番 1 地先まで	後	16.5 ～ 66.4	109.1	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県告示第 9 0 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 9 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字中鷲巢 1 4 9 0 番 2 地先から 同所 1 4 8 4 番地先まで	前	6.2 ～ 8.7	84.4	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	8.7 ～ 11.2	83.0	
一般県道	上野田黒淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字玉洗 7 7 2 番地先から 同所 7 7 1 番 6 地先まで	前	4.4 ～ 8.0	112.8	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	6.5 ～ 21.0	112.4	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県告示第 9 0 2 号

平成 2 2 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 2 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 8 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）及び老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 9 第 1 項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「老人福祉計画」という。）において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備を推進するため、施設の整備を実施しようとする者に、当該施設の整備に着手する前に、当該施設の整備について事前協議を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

第 2 条 事前協議の対象とする施設の整備は、平成 2 2 年度に実施しようとする施設の整備であって、別表第 1 又は別表第 2 に掲げるものとする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第 8 条第 1 4 項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。

(提出期限等)

第 3 条 前条の事前協議の対象とする施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整

- 備に係る事前協議書を平成 21 年 11 月 16 日（月）午後 5 時 30 分までに、知事に提出しなければならない。
- 2 事前協議書の様式は、別に定める。  
（審査及び採択）
- 第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設整備等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。
- 2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成 22 年度審査評点の配分表」を基に審査し、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第 1 項の事前協議書に係る施設の整備を、次の各号に掲げる施設の整備の区分に応じ、当該各号に定める施設の整備として認定することの適否について決定するものとする。
- （1）別表第 1 に掲げる施設の整備 予算の範囲内で平成 22 年度老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）の整備
- （2）別表第 2 に掲げる施設の整備 老人福祉法第 15 条第 4 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可（入所定員の増加に限る。）を行う予定の施設（以下「認可予定施設」という。）の整備又は認可予定施設であり、かつ、補助対象施設であるものの整備（雑則）
- 第 5 条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

- 附 則
- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
養護老人ホーム	増築	県から補助金を受けて行おうとする養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの増築又は改築
	改築	
特別養護老人ホーム	増築	
	改築	

備考

- 1 「増築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。
- 2 「改築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。

別表第 2

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
特別養護老人ホーム	新設	介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する整備及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備で、県から老人福祉法第 15 条第 4 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの新設（当該認可を受け、かつ、県から補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの新設を含む。）
	定員増	介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する整備及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備で、県から老人福祉法第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増（当該認可を受け、かつ、県から補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増を含む。）

備考 「定員増」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を図るために施設を整備することをいう。

熊本県告示第 903 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 3 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成 21 年 9 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

のり等養殖業（のり養殖業）

加入区の名 称	漁業の区分
天草海のり特定第 1 号	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

公 告

熊本県公告第 5 0 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字中明午 1 6 6 1 番 1 9 6 及び同 1 6 6 1 番 3 3 2  
4 9 5 . 0 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志 1 6 6 1 番地 1 9 6  
中谷 聡

熊本県公告第 5 0 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字狐平 1 6 1 1 番 5 の一部、同 1 6 4 5 番及び同 1 6 4 6 番 1  
4 , 9 9 5 . 0 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都渋谷区広尾五丁目 4 番 3 号  
ミドリ安全株式会社

熊本県公告第 5 0 9 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公告する。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	生産業者の氏 名又は名称及 び住所	変更した事項	変更した 年 月 日
熊本県肥 第 1 3 9 5 号	混合有機 質肥料	S Y B - T	エーザイ生科 研株式会社	住所 (新) 熊本県阿蘇郡西原村大 字鳥子 3 1 2 番地 4 (旧) 東京都文京区本郷 4 丁 目 8 番 1 3 号	平成 2 1 年 9 月 1 6 日
熊本県肥 第 1 4 2 2 号	混合有機 質肥料	N K - M X			
熊本県肥 第 1 4 2 3 号	混合有機 質肥料	N K - M N P			

熊本県公告第 5 1 0 号

平成 2 1 年 4 月 2 4 日熊本県公告第 2 2 9 号（平成 2 1 年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正し、平成 2 1 年 9 月 2 5 日から適用する。  
平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査地域名の欄中「、大川」を削り、「及び下河原」を「、今、深川、西寺及び四町分」に、「方角」を「片角」に改める。

**熊本県公告第 5 1 1 号**

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（カラー撮影）	平成 2 1 年 8 月 1 9 日から平成 2 2 年 1 月 2 9 日まで	熊本市、八代市、玉名市、宇土市、宇城市、玉名郡玉東町、同南関町、鹿本郡植木町、八代郡氷川町

**熊本県公告第 5 1 2 号**

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 4 5 条第 2 項の規定により平成 2 1 年 9 月 1 7 日付けで本渡北土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

**熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会公告第 1 号**

第 1 回熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会を次のとおり開催する。

平成 2 1 年 9 月 2 5 日

熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会

- 1 開催日時  
平成 2 1 年 1 0 月 3 日（土曜）  
午前 1 0 時から（2 時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園 2 8 番 5 1 号  
ホテル熊本テルサ 2 階 りんどう・つばき
- 3 議題  
・熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会について  
・熊本県の行政文書等の管理の現状  
・文書の管理に関する国及び他県の概況
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 3 0 分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県総務部私学文書課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 1）